

Weekly Report

第341号
平成28年1月4日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

平成28年税制改正大綱（個人関連）

◎スイッチOCT薬控除の創設・・・29年1月からメタボ健診や予防接種等を受けている個人を対象に、スイッチOCT医薬品（医療用から転用された医薬品）の購入について、年1.2万円を超えた部分（8.8万円が限度）を所得から控除できる制度を創設する。現行の医療費控除とは選択適用。

◎空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設・・・被相続人の居住用家屋を相続した後、空き家となっている一定の家屋について、28年4月から31年12月までの間にその家屋または家屋を除却後の土地を売却した場合の譲渡所得について、3千万円の特別控除を創設する。

◎三世代同居改修工事に係る税額控除制度の創設・・・自己の所有する家屋に三世代に対応した一定の住宅リフォームを行い、28年4月から31年6月までの間に居住した場合、所得税額から一定額を控除する制度（ローン型：年末残高の一定割合を5年間控除、投資型：標準的な工事費用相当額の10%をその年の分から控除）を創設する。

◎消費税の軽減税率制度の導入・・・29年4月から対象品目の消費税率を8%に据え置く軽減税率を導入する。酒類及び外食を除く「飲食料品」と、定期購買契約で週2回以上発行する「新聞」が対象。

◎車体課税の見直し・・・29年4月から自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税において環境性能割を導入する。

◎その他・・・※結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置の対象費用に薬局処方否認治療薬を含むこと等を明確化、※国立大学法人等の修学支援事業に個人が寄付した場合の税額控除を導入、など。

1月は税務事務が集中・早目のご準備を

早速ですが、下記の事務が集中します。

★法定調書・・・源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。
なお、源泉徴収票の1通は社員本人に交付。

★給与支払報告書・・・給与支払額に関わらず各人（昨年途中で退職した人も）の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。

★償却資産申告書・・・本年1月1日現在所有している機械・備品などの償却資産は、所有者から提出された償却資産申告書に基づいて固定資産税が課税されるため、市町村等に提出。

◎全て提出期限等は2月1日(月)です。

1月のチェックポイント

※マイナンバーの利用が開始されるので、適切な収集・管理とともに、書類等の変更に留意する。

※年末調整で過不足を精算した後の源泉所得税の納付期限は1月12日(火)です。

※納付の特例を受けている企業の源泉所得税（7月～12月分）の納付期限は1月20日(水)。

6ヵ月分をまとめて納税するので資金繰りの確認をしておきます。

※1月分給与計算の前に28年分「扶養控除等を申告書」を受理し、源泉徴収簿等に各事項を転記。